

佐賀県規則第48号

佐賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立自然公園条例施行規則（昭和49年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（工作物の基準）</p> <p>第19条 条例第24条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 海域以外の区域 ア～ケ 略</p> <p>（2） 略</p>	<p>（工作物の基準）</p> <p>第19条 条例第24条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 海域以外の区域 ア～ケ 略 コ <u>太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル</u></p> <p>（2） 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県立自然公園条例施行規則第19条第1号コの規定は、平成27年7月31日までに新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、適用しない。